

第3回福岡県観光振興財源検討会議 議事概要

1 開催日時、場所

- (1) 日時 平成30年10月31日(水曜日) 16:15から18:15まで
- (2) 場所 福岡県庁10階 特9会議室

2 議題

- (1) 第2回検討会議でいただいた意見等について
- (2) 福岡県の観光振興に必要な施策について
- (3) 観光振興財源確保策のあり方について
- (4) その他

3 会議の概要等

(0) 冒頭

1) 福岡県商工部長挨拶

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまから「第3回福岡県観光振興財源検討会議」を開催いたします。はじめに本県商工部長の岩永から、皆様に一言ご挨拶申し上げます。

(事務局 岩永)

皆さんこんにちは。本日大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議も、今回で第3回目となります。これまでの2回、大変熱心にご議論いただき、誠にありがとうございます。本日の会議におきましても、ぜひ活発なご議論をいただきたいと考えております。

本日は神野委員長が所要によりご欠席でございます。神野委員長から、ご本人のコメントを預かっておりますので、この場で読ませていただきたいと思います。お手元に配布したものです。それでは読ませていただきます。

[神野委員長 コメント]

本年7月13日に設置された本検討会議では、知事から与えられた使命を果たすべく、福岡県の観光の現状と課題を明確にし、そこから導き出される観光振興を推進するための施策を考察し、そうした施策を実現するために必要な財源について議論を重ねてきた。本検討会議には行政学、財政学、租税法などの研究者に加え、福岡県の観光に関わる様々な立場の方々に参加をいただいているので、そうした参加者の英知を結集し、県民の期待に応える施策を打ち出すべく、幅広く慎重なる熟議を積み上げてきたつもりである。

初回の検討会議では、福岡県の観光の現状と課題について、認識の共有を図り、観光というものが重要な産業であること、特に、福岡県は九州観光のゲートウェイとして、九州全体の観光を牽引する役割を担うこと、観光が、基礎自治体である市町村の範囲を越えた広域性を持ち、県の観光振興を図るためには、旅行者が動くための基盤を作ることが県の役割であることなどを議論した。

第2回の会議では、福岡県の観光振興に必要な施策と、財源確保策について忌憚のない議論をいただいている。財源確保策に関しては、新たな税の導入を念頭に置きながら、租税以外の財源確保策の検討、期限を定めた税制の導入、県のその他の事業の見直しの徹底、新税導入による競争力への影響などの広汎な論点を審議することができた。

これまでの第1回、第2回検討会議での議論を通じ、私としては、福岡県が九州観

光のゲートウェイ機能、広域的な観光振興のための基盤づくりという役割を果たしていくためには、新たな財源が必要だという認識に至っている。その上で、安定的、継続的な財源の確保や、旅行者も公共サービスの受益者である点を考慮すると、地方税である宿泊税の導入がぜひ必要だと考えている。

検討会議の委員長就任に際して私は、検討会議の運営を「知る段階」、次に「考える段階」、最後に「まとめる段階」の三つの段階で進めていきたいとの抱負を述べている。これまでの検討会議の審議経緯を省察すると、第3回会議以降について言えば、「まとめる段階」に足を踏み入れる機が熟していると考えている。

福岡市では議員提案によって「市長は宿泊税を課する」という条文を含む「福岡市観光振興条例」が9月14日に成立し、新たな税を導入する実務手続きに着手したと聞いている。そうした状況においても、本検討会議は与えられた使命を見失うことなく、県民のために冷静で慎重な審議を進めていく必要がある。

福岡市が課税に向けた制度設計を進めていることを勘案すれば、課税される方々の負担が過重とならぬように、福岡市と協議・調整を行うべく、本検討会議の考えを早めにとりまとめることが要請されると考えている。

そのように考査し、事務局とも協議の上、第1回検討会議で示した本検討会議のスケジュールを前倒しし、第3回検討会議を開催することにさせていただいた。この第3回検討会議において、新税の制度設計についても、審議を深め、本検討会議としての報告書（案）をまとめていただきたいと思います。

地方自治体に付与されている課税自主権の行使は、地域住民に夢と希望をもたらさなければならない。そのため新たな税の導入については、慎重かつ丁寧な審議を尽くす必要がある。第3回の会議においても委員の皆様方からの生産的なご議論を頂戴した上で、実りある報告書（案）の策定を切にお願いする次第である。

以上でございます。

2) 副委員長挨拶

(勢一副委員長)

副委員長の勢一でございます。本日は神野委員長がご不在ということですので、委員長に代わりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の検討会議では、まず前回のおさらいということで、第2回検討会議で皆様からいただいたご意見等の振り返りを行います。前回、委員の皆様からご指摘をいただいております、検討すべき案件について、事務局から報告をいただきます。

次に、「福岡県の観光振興に必要な施策について」として、前回の議論を踏まえて、

再度事務局で整理していただいた、福岡県が今後講ずるべき施策について、また、施策に要する大まかな予算規模についてもご議論を頂戴したいと思っております。

観光振興財源の確保策については、複数ある確保策のうち、どの手法が福岡県に適しているかを、議論してまいりたいと思います。

先ほどの神野委員長のコメントでも触れられておりましたが、本日の検討会議は、第1回の「知る段階」、第2回の「考える段階」を経て、いよいよ「まとめる段階」に入っております。

福岡県が、今後、九州観光のゲートウェイ機能や、広域的な観光振興のための基盤づくりという役割を果たしていくために、どのような財源を確保していくのがふさわしいのか、本日の会議で方向性をまとめていきたいと考えております。

神野委員長からは、「これまでの議論を踏まえると、宿泊税の導入が必要ではないか」といったお考えが示されております。こうした委員長のお考えも踏まえながら、本日の議論を進めてまいりたいと考えております。

本日は、議論する内容が非常にたくさんございます。委員の皆様には、それぞれのお立場から積極的にご発言いただき、忌憚のない議論を交わしていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

3) 出席者紹介

(司会)

副委員長、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、委員の欠席、代理出席についてご紹介いたします。

東京大学名誉教授 神野 直彦 委員長、
九州産業大学地域共創学部 学部長 千 相哲 委員、
一橋大学大学院法学研究科 教授 吉村 政穂 委員におかれましては、所用のためご欠席となっております。

また、一般社団法人 日本旅行業協会九州支部 支部長 瀬口 龍也 委員の代理として、同協会九州支部 事務局長 長岡 俊和 様、

福岡商工会議所 会頭 藤永 憲一 委員の代理として、同会議所 専務理事 境正義 様にご出席いただいております。

それでは、これ以降の進行は、勢一副委員長にお願いいたします。

(1) 議題1 第1回検討会議でいただいた意見等について

(勢一副委員長)

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

まず、議題1「第2回検討会議でいただいた意見等」について、事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

事務局の神代です。それでは説明させていただきます。

前回検討会議でいただいた意見等について、資料1にまとめております。

まず、「福岡県の観光振興に必要な施策について」では、まずは施策を実行する市町村等から、今後取り組みたい施策や、県に期待する役割等を聞き取り、資料として提供してもらいたいとのご意見がございました。これにつきましては、お配りした参考資料にまとめております。

次に、観光消費額を高め、地元を潤す取組みが必要であること、そのためにも、受入環境の充実では、商店街等でのキャッシュレス化促進が不可欠であることといった意見をいただきました。

次に、こうした受入環境の充実は必要であるが、併せて、それを推進する組織・人材が必要であり、観光協会の機能充実、DMOの育成が重要ではないかという意見をいただきました。

次に、「観光振興財源確保策の比較検討」では、観光振興に資金が必要なのは事実である。必要なものは必要なので、観光財源を確保する制度を作ってはどうかというご意見がありました。

一方で、税導入となると観光に拒否感が生まれる。行政の資金を増やすために観光を使っている気がする。税を導入するとしても有期限とするべき。さらに、事業の削減等にもはっきり取り組む必要があるというご意見もありました。

次のページをお願いいたします。

課税による地域間競争力低下の可能性について、議論が必要ではないかというご意見をいただきました。

また、仮に宿泊税を導入する場合には、公平性と与えられる恩恵についてしっかり考え、用途を県民や納税者にきちんと知らせることが必要であるという意見のほか、財源として考えられるものとして、地方税以外では分担金・負担金があるが、これについて、分担金は、公共サービスの利益の範囲内という考え方があり、利益の計算・確定が難しく、一般的報償である地方税が、財源として設定しやすいのではないかとご意見もいただきました。

また、独自課税の場合、有期限のものは多くあり、仮に税を導入する場合は、そういった点についての議論も必要ではないか、メリット・デメリットの議論が必要であ

り、県民全体が必要と思うか否かで、税の導入は決まってくるといったご意見をいただきました。

次に資料 2 をお願いします。

先程の資料 1 で、課税による地域間競争力の低下の可能性について議論が必要とのご意見がありました。そのため、事務局で、県内外の旅行会社に対し、宿泊税導入による福岡県の旅行への影響についてお伺いしました。

資料の 1 ページ、円グラフをご覧ください。「大きな影響があるとは思わない」が 53%、「活用方法次第でむしろ競争力向上が期待できる」が 33%ということで、競争力への影響は少ないという反応です。

また、財源を活用して実施する、競争力向上のために求められる施策としましては、魅力ある観光資源づくり、キャッシュレス、Wi-Fi、二次交通などといった受入環境の充実、観光誘客に向けた国内外へのプロモーションといった意見をいただきました。

3~4 ページに、参考として、既に宿泊税を導入している東京都と大阪府の宿泊者数について、平成 23 年から 7 年間の推移を示した資料を掲載しています。東京都は、平成 14 年度に、大阪府は平成 29 年に宿泊税を導入しておりますが、導入以降も国の観光施策の影響もあり、いずれも宿泊者数は伸びております。

次に、福岡県の財政状況についてご説明いたします。

委員の皆様から、こういった税の導入を行う前に、県として、必要な施策の事務事業の見直しや人件費の抑制も含めて、しっかり財政改革のプランを立てながらやっていくべきだのご意見をいただいております。

このことについて、第 1 回検討会議での説明と重複する箇所もありますが、改めてご説明いたします。

2 ページをお願いします。

我が国の財政は、景気の回復により税収は増加傾向にあるものの、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の急増や債務残高の累増が続くなど、国・地方とも厳しい状況が続いています。

本県におきましては、平成 9 年度以降、5 次にわたり財政改革に関する計画を策定いたしまして、人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、財政収入の確保など、財政健全化に積極的に取り組んできたところです。

近年の財政状況の推移は、2 ページのグラフのとおりでございます。グラフの左側が歳入ですが、県税収入が地方消費税率の引上げや景気が回復基調にあることなどにより増加する一方、それに伴い地方交付税が減少傾向にあるという状況です。

右側の歳出におきましては、社会保障関係費の増嵩、公債費の増大など、義務的に支出する経費の割合が高くなっております。

なお、歳入・歳出両面において、平成 30 年度は前年度に比べ減少していますが、

これは、県費負担教職員制度の見直しに伴う県から政令市への税源移譲等によるものでございます。

3 ページをお願いします。県債残高の状況等についてです。

地方財政の財源不足のために発行を余儀なくされております臨時財政対策債を含む県債残高は、一貫して増加傾向にあり、30 年度末には、一般会計予算規模のほぼ2 倍となる3 兆6 千億円を超える見込みでございます。この増加の大きな要因は、臨時財政対策債の増加によるものです。

一方で、予期せぬ財政環境の悪化への対応に必要な財政調整基金等三基金残高は、26 年度をピークに減少傾向にあり、本県財政は依然として厳しい状況にございます。

4 ページをお願いします。

義務的経費の増大や、県債残高の累増など、今後も厳しい財政運営を強いられると見込まれる中、本県では、平成 29 年 2 月、持続可能で安定した財政運営の実現を目指し、歳入・歳出全般にわたる改革の方針や取組みを具体的に定めた「財政改革プラン 2017」を新たに策定いたしました。

プランでは、プライマリーバランスの黒字化、通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させ、33 年度末の通常債残高を 28 年度末に比べ 780 億円程度、3%程度圧縮、財政調整基金等三基金残高の確保、この3 つを改革の方針と位置づけ、各年度の予算編成を通じて改革措置を実行することとしております。

具体的には、定員削減等による人件費の抑制、必要性や効果の低い事務事業の見直し、医療費の適正化等による社会保障費の増加の抑制、県単独公共事業の抑制による建設事業の重点化、未利用県有地の計画的売却等による財政収入の確保といった改革措置を実行し、30 年度当初予算では目標額を上回る 92 億円の改革効果をあげました。

一方で、昨年度の豪雨災害復旧・復興対策などにより、多額の県債の発行が必要となりました。このため、プランの目標のうち、2 点目に申し上げた通常債残高の圧縮については、その達成が難しくなっているところですが、こうした災害対策などやむを得ない要因を除いたところで、プランに沿って財政健全化を着実に推進しております。

5 ページをお願いします。今後 5 年間の収支見込についてです。

(1) の表は、改革措置を何も講じない場合の収支見込を推計しております。下段の歳入におきましては、教職員給与負担の政令市権限移譲の影響等により平成 30 年度までは減少しますが、31 年度以降は県税等の伸びにより、歳入全体としては毎年度増加する見込みです。

また、歳出において公債費が毎年度伸びていくことや、社会保障費が平成 30 年度は 50 億円、31 年度以降は毎年度 100 億円程度増加する見込みとなっております。

この結果、歳出総額が歳入総額を上回る見込みであり、平成 33 年度には 200 億円まで拡大し、5 年間で 770 億円程度の財源不足が生じる厳しい財政状況となる見込み

でございます。

(2)の表は改革効果と財源不足への対応についてです。

表の右上になります。何も改革措置を行わない場合の財源不足額は770億円となります。

5つの項目の改革措置による改革効果額は、網掛けのBの部分になりますが、その合計は1,090億円を見込んでおります。

また、社会経済情勢の変化に対応した行政サービスを提供するための「政策課題対応枠」は、網掛けのCの部分になりますが、前のプランの設定額より2億円増額し、毎年度27億円確保していくこととしております。

表の一番下、改革措置後の財源不足額は、網掛けのDの部分になりますが、平成32年度末には、収支をプラスに転じさせることを目指しております。

(3)の表は、改革措置を踏まえた収支見通しです。

この見通しは、(1)の改革措置を講じない場合に、(2)の改革効果と財源不足への対応を反映させた試算でありまして、実際の予算編成においては、その時々々の経済状況や財政需要に適宜対応して変動していくこととなります。

説明は以上です。

2) 質疑

(勢一副委員長)

事務局から、議題1「第2回検討会議でいただいた意見等」について、ご説明をいただきました。ただいまの事務局の説明に対し、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

質問等はよろしいでしょうか。

それでは意見がないようですので、議題1を終了し、次に参りたいと思います。

(2) 議題2 福岡県の観光振興に必要な施策

では、続きまして議題2「福岡県の観光振興に必要な施策」について、事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

資料3「福岡県の観光振興に必要な施策」の2ページをお願いします。

福岡県の観光振興に必要な施策を検討するにあたり、前回の検討会議で報告を求められました、市町村の意見をまとめております。

県内 60 の市町村に意見照会を行った結果の報告になります。市町村に対し、県に求める役割をお伺いしたところ、観光振興を進めるための取組みへの財政的支援、体制強化に対する支援、また、観光を広域的に進める必要があることから、広域的な観光を推進するための調整役及び推進役を県に求めている市町村が多くございました。

次に、県が財源確保策を講じることへの意見です。

60 市町村のうち無回答が 9 ございまして、これを除く 51 のうち 45 市町村が、「県が財源を確保し、市町村の観光振興の取組みを支援してほしい」など、賛成の意見でした。また、現時点では新たな財源確保は必要ないということで、態度を留保した市町村が 4 つ、宿泊税に縛られない財源確保策を検討してほしいという慎重なご意見が 1 つございます。反対というところは 1 つのみでございます。

また、市町村の他の意見につきましては、参考資料として配付しておりますので、ご参照ください。

3 ページをお願いします。

観光振興財源を検討するにあたり、観光振興にかかる県と市町村の役割をしっかりと考えることが重要であると考えております。このページで観光振興にかかる広域自治体である県と、基礎自治体である市町村の役割を整理しております。

右側の市町村の役割ですが、一点目が地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実、二点目が、旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和として整理をしています。

まず、地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実についてですが、市町村においては、自然、歴史、文化等の地域の観光資源に最も近い基礎自治体として、その強みを活かし、地域の観光資源を、地域で観光に携わる方と連携・協力し、発掘し、磨き上げていく役割や、個々の観光地や観光施設における受入環境を整備し、旅行者の満足度を高める役割を有すると考えております。

二点目の、旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和についてですが、旅行者が訪れることによって住民生活にどのような影響が生じているのか、課題が発生している現場に近い基礎自治体である市町村において把握した上で、住民の声を踏まえ、住民とも協議しながら、その地域に最も適切な解決方法を見出す役割を有すると考えております。

続きまして県の役割です。左側に示しておりますが、一点目が広域的な観点からの観光振興施策の実施、二点目が観光地づくりの核となる組織体制の強化、三点目が市町村が実施する観光振興施策への財政的支援ということで整理しております。

一点目の広域的な観点からの観光振興施策の実施ですが、第 1 回、第 2 回の検討会議でお示ししたとおり、福岡県を訪れる旅行者は、宿泊地だけに限らず、県内、九州内各地を広く周遊しています。

これらの旅行者の満足度を高め、滞在日数を増やすために、県全体に点在する観光資源を俯瞰し、観光の主体を繋ぐコーディネーター的な役割が県には期待されている

と考えております。この点につきましては、委員から、また県内の市町村からも、同様の意見をいただいております。

点在する観光資源を結びつけ、市町村域、県域をまたがった広域観光ルートの整備、欧米豪からの誘客促進に必要となる体験型観光の一体的な開発等を進めることが有効と考えられます。

また、旅行者の受入環境の充実を図る取組みには、旅行者を広域的に周遊させるための観光案内サービスの充実や多言語対応コールセンターといった、県内全域でのサービス提供や設置等、面として整備すべきものも存在します。こうした点を踏まえ、県におきましては、九州各県、市町村、民間事業者等とも連携を図りながら、広域的な観点で施策を実施することが求められていると考えております。

二点目の観光地づくりの核となる組織体制の強化です。

観光地づくりの取組みを進めるには、委員からもご意見をいただきましたが、観光地づくりを推進する組織の構築と、その組織の中で中核となる人材を育成するとともに、人材を継続的に確保することが重要です。

こうした観点から、観光協会の強化やDMO設立に向けた支援の充実に加え、観光推進組織が戦略を持って観光地づくりに取り組むための基礎データとなる観光統計の整備、観光に関わる人材の確保や育成に向けた支援の実施などが求められています。

三点目は、市町村が実施する観光振興施策への財政的支援です。

県が実施した調査では、市町村が県に求める役割として、観光振興を進める取組みへの財政的支援や体制強化に対する支援を求める回答が多くございました。

多くの市町村は、観光振興により、地域の雇用をつくり、消費を拡大し、経済を活性化しようとしていますが、総じて財政が厳しい状況にございます。

一方、観光客が訪れることにより、地元住民の生活に支障が生じ、その対策に予算を充てている市町村もございます。

こうした市町村の意見や、市町村が果たすべき役割を踏まえ、県におきましては、安定性、継続性のある財源を確保した上で、市町村が地域の課題や観光振興の実状を踏まえ、創意工夫により実施する様々な観光振興施策への財政的支援の充実を図る役割が求められていると考えております。

そうした役割分担の考え方にに基づき、観光振興施策にかかる事業規模としまして、県が主体となり推進する事業分については、約 18 億円の事業規模を見込んでおります。

詳細な見積もりにつきましては、4 ページ以降に示しておりますが、内容につきましては3の「福岡県が取り組む必要がある観光振興施策と事業規模」に示しているとおりです。

また、市町村が事業主体となり、実施する事業分としまして、県主体事業分と同額を見込んでいます。

なお、実際の施策の推進につきましては、今後の観光の状況や国の観光関連予算の状況などを分析した上で、事業を実施してまいりますので、ここでお示ししている事業

概要はあくまで現時点での考えというものでございます。

事業の主なものについては、図の枠の中に4つの柱に沿ってまとめております。

県主体事業分のうち、柱の一つ目の「観光資源の魅力向上」では、市町村や民間企業と連携して取り組む観光地づくりといった、広範囲に及ぶ観光の拠点づくりなどを考えております。

柱の二つ目、「受入環境の充実」では、福岡空港国際線等の観光案内所の整備・運営支援。宿泊施設に求められる機能の充実としてバリアフリー化。飲食店の多言語化。二次交通の充実とその情報発信。また、災害時における外国人観光客への情報発信機能の強化や、適正民泊に向けた指導の強化などを考えております。

柱の三つ目、「効果的な情報発信」では、県内での周遊・滞在を促すための宿泊助成事業や、国際的な観光旅行情報サイトと連携した、インバウンド誘客に向けた情報発信などを考えております。

柱の四つ目、「観光振興に係る体制強化」では、観光戦略に必要な観光統計の整備、ビッグデータを活用したマーケティング、宿泊事業者等を対象とした観光産業の人材確保に向けた支援、観光協会等、観光推進組織の機能強化や人材確保支援等です。

県主体事業分の事業規模は、他の都道府県において実施されている事業の予算規模を参考にして、次ページ以降に積算してありまして、約18億円を見込んでおります。

次に、市町村が取り組むべき事業につきましては、市町村によって観光に関する実情が大きく異なることから、それぞれの市町村が、観光に関する現状と課題に応じて、事業を実施していただきたいと考えております。

市町村主体事業分の事業規模としましては、新たに、あるいは拡充して市町村が実施する事業に活用できる市町村交付金として、県分と同額の18億円を見込んでおります。

市町村が主体となって取り組む事業の主なものとしては、「観光資源の魅力向上」として、自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取り組みへの支援を考えております。

「受入環境の充実」としましては、観光地の案内サインの整備、観光地の駐車場整備、住民生活との調和を図るための施策などを考えております。

「効果的な情報発信」としましては、効果的なプロモーションの実施を考えております。

「観光振興に係る体制強化」としましては、観光協会の体制強化に向けた取り組みへの支援などを考えております。

こうした新たな事業を県、そして県内市町村がスピードを上げて実施していくことにより、県全体の観光の魅力を底上げし、福岡県の観光の競争力を高めていくことに繋がると考えております。

説明は以上です。

2) 質疑

(勢一副委員長)

事務局から、議題2「福岡県の観光振興に必要な施策」について説明がありました。ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見があればお願いします。

(委員)

質問です。

この資料は、県全体で観光振興に取り組むという際に、実施すべき事業の規模を把握するための、現時点での具体的なイメージということで出されていると思います。

この内容については、実際の事業計画策定、あるいは予算編成の段階では違ってくる可能性がある、つまり、この資料に記載されている取組みしかしないということではないと理解してよろしいでしょうか。

(事務局 神代)

委員の指摘のとおりでございます。説明の中でも申し上げましたが、あくまで現時点での施策のイメージということですので。今後、観光の状況はおそらく変化してまいりますし、その状況を踏まえて、事業を実施していく必要があると思っております。

その時点において、最も必要とされる施策を実施してまいりたいと考えております。

(委員)

もう一点、必要と考えられる取組みを示していただきましたが、この中には、既に取り組んでいる既存事業は含まれているのでしょうか。

(事務局 神代)

基本的には既存事業は含んでおりません。ただし、既存事業を新たに拡充するというものについては、掲載している事業もございます。

(委員)

わかりました。ここの話は、新たな財源確保が必要かどうかという観点で、行政需要がどのくらいあるかを検証する部分だと思います。

新たな財源を一般的な既存事業に充当すれば、それは単に財源を振り替えただけということになりますので、やはり新規事業ですとか、既存事業の拡充部分とか、新たに強化する部分に充当されるべきだと思いますので、質問した次第です。

(委員)

私も同じ意見です。

現時点でも、県や市町村で観光振興の取組みは実施されています。この議題で検討すべきは、現時点で観光関連予算として計上しているものに、どれくらい上積みしていくかということだと思います。先程の委員意見にもありましたが、現状の事業規模

をゼロと設定して、必要な事業規模を積み上げました、ということでは、今まで観光関連の取組みを何もしていなかったということになるので、それは明らかにおかしい。

もう一点、この資料で挙げていただいた施策は、既に市町村と調整済みのものということになるのでしょうか。細かい点ですが、例えば先程の説明の中で「福岡空港の観光案内所の整備」とご紹介していただきましたが、それだけでは、北九州空港を有している北九州地域は困る。空港と言えば福岡空港だけというわけでもありませんので、こうした点はくれぐれもご留意いただかないと、県全体で一枚岩となって取組みを進める上で、支障となる可能性が出てくると思います。

(事務局 神代)

委員からご指摘いただきました空港につきまして、口頭では福岡空港だけを申し上げましたが、もちろん北九州空港につきましても、観光案内機能の強化が必要になると、私どもも考えております。

実際に施策を進めることになった際には、北九州空港ともしっかりと協議をさせていただきながら、施策を推進してまいりたいと考えております。

(委員)

現在、県からの支援により北九州空港から福岡市内へのリムジンバスが運行していますが、そういった既存の取組みを継続しつつ、新たな施策を実施するということにしないといけない。一旦今までの取組みを白紙にして、一から施策を考えるということでは、効果的な施策推進に繋がらないことが懸念されますので、そこはくれぐれもご留意いただきたいと思います。

(事務局 神代)

はい、ご意見ありがとうございます。

(勢一副委員長)

ただ今、委員からご指摘いただいた点は非常に重要なポイントだと思います。

この資料で紹介いただいた事業というのは、新規施策と、既存事業を拡充するものと、どちらも入っているという説明でしたので、今後、用途を検討する際には、資料でその点が分かるように明示した上で、議論していくことが必要かと思えます。

(委員)

県の事業とは別に、市町村の施策についても、既に実施している事業については、新たな財源を充当する必要はないと思えます。

(勢一副委員長)

大変重要なご指摘ですので、ぜひその点も踏まえて、検討をお願いします。

(委員)

第1回検討会議の時に、県における現状の観光関連予算の規模が約20億円という話がありました。それに単純に18億円がそのまま上乘せさせるという訳でもないかもしれませんが、基本的にはそういった考え方ということで理解してよろしいのでしょうか。

(事務局 神代)

委員が仰るとおりでございます。

あくまで、既存の予算に振り替えるという考え方ではございません。今後、県全体の観光振興を加速化させる、あるいは観光の魅力を高めていく、こういったことのために、新たな施策を検討しているということでございます。

(勢一副委員長)

他にご意見はないでしょうか。資料でご説明いただいた案につきましては、第1回、第2回の検討会議で委員の皆様から頂戴した意見が概ね反映されているかと思えます。

今後に向けての新たな観点や、追加すべき事項等がありましたらお願いします。

(委員)

事務局案で、必要となる事業規模として36億円という数字が示されていて、各事業の積み上げでその金額を計上したということですが、これは資料のタイトルにも『観光振興施策の事業規模(概要イメージ)』って書いてありますので、この通り必ずやるってことではなくて、大体このようになるという捉え方でいいのでしょうか。

(事務局 高原)

委員の仰るとおりです。施策については、今後、市町村や関係事業者の意見を聞きながら、内容を詰めてまいりたいと考えております。

(勢一副委員長)

では、これで施策の内容が決定という趣旨ではなくて、一応こういうものを検討していきますよという捉え方ということですね。

(委員)

実際に施策を実施する際は、もっと真剣に議論していくと思いますよ。

(委員)

そうですね。重ねてですが、観光振興については、これからは市町村も一生懸命努力しないと、何の結果にもつながらない。

市町村にとっても、今回の話は、既に確保している観光関連予算に、県からさらに

上積みをしてもらえるという上手い話なんだと思います。だからこそ、単に宿泊税に頼るということではなくて、まずは市町村が何かを生み出す努力をしないといけない。例えば、美味しいぶどう園を作るということに相当なお金をつぎ込んで、観光振興に努力している市町村もあります。

今回、新たに実施する施策というのは、そうした既存の取組みにダブらないようにしなければならない。既存の取組みで足りない部分を支援するというものにしなければならない。

また、現在観光に関しては、地方創生ということで、国の支援もかなり充実しています。国が尖った取組みを支援すると言っていて、それに対して九経連の麻生会長も様々な場で九州に対し尖れ尖れと言っている。これは当然今後も続いていくでしょうから、こうした国の支援などとも、上手くマッチングしていかなければならないと思います。

県は県、市は市、国は国と各自バラバラに取り組んでいては、何の意味もないので、ぜひそこは連携を深めていただきたいと思います。

(勢一副委員長)

貴重なご指摘だと思います。

今後、実際に施策を展開していく際に、どのような支援メニューにするかという点については、やはり県だけで決めるものでは決してなくて、関係する事業者や住民たちの希望を聞きながら、上手に調整をしていくことが必須だろうと思います。

併せて、市町村の施策についても、委員ご指摘のとおり、県と市が両方同じことをする必要は全くないので、今後、県が施策を進める上では、市町村ときちんと調整することを前提に、施策を推進していくことが必要だろうと思います。

こうした点を勘案した上で、ただいま事務局が説明した内容につきましては、ご了承いただくということでしょうか。

(委員)

もう一点よろしいでしょうか。今後、新しい施策を始めるにしても、何年か経った後に、一旦立ち止まって振り返るということももちろんご予定されていらっしゃるんですよね。

(事務局 神代)

通常、県事業につきましては、毎年同じことの繰り返しにならないよう、KPIを設定し、それに対して成果はどうかという観点で、毎年事業見直しを行っております。ここで検討いただいております観光関連施策につきましても、同様の振り返りをしたいと考えております。

(委員)

政令市とそれ以外の市町村では、財源確保に関する実情が全然違うということも考

えておかないといけない。政令市である北九州市と福岡市は、それぞれ独自に国と話ができて、それで国から財源を引っ張ってくることができていると思うんですよ。

ただ、政令市以外の市町村に関しては、なかなかそれが出来ないというのが実情で、そこに今回の県の宿泊税の取組みによって、県が直接交付金を落としていくことになる。そうした違いがあるということは、念頭に置く必要があると思います。

また、政令市の観光振興についても、例えば情報発信など、県の施策が担っている部分もある程度あるんじゃないかと思います。

(勢一副委員長)

ありがとうございます。貴重なご指摘をたくさんいただきましたので、これを踏まえて、引き続き、しっかり県でも検討していただきたいと思います。

(3) 議題3 観光振興財源確保策のあり方について

(勢一副委員長)

それでは次の議題3「観光振興財源確保策のあり方」について、事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

資料4をお願いします。

前回の検討会議で、「観光振興財源確保策の比較検討」としまして、地方自治体として確保し得る自主財源には何があるか、他の地方自治体における自主財源確保の事例にはどのようなものがあるか、そうした資料を基に、税導入の必要性について議論しまして、税導入の場合には有期限とすべき、課税による地域間競争力について議論すべきなどといったご意見などいただいたところです。

この資料では、観光振興財源を確保する場合、その負担を何に求めることが適当であるかを論点にご議論いただきたいと考えています。

2ページをお願いします。観光振興財源を負担する対象の検討です。

地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより地域の秩序が維持されています。旅行者についてもその恩恵を受け、安心してその地域を訪れることができているということを考えますと、地方税の応益負担の原則に沿って、その受益に応じた負担の一部を求めることは適当ではないかと考えられます。

地方公共団体が国内外の旅行者の受入れに向けて実施する、観光案内板整備や観光案内所の設置・運営、駐車場の整備といった、受入環境を充実させることによる受益については、旅行者が受けております。応益負担の考え方にに基づき、その負担の一部を旅行者に求めることは適当ではないかと考えております。

以上の点を踏まえて、応益負担の考え方に基づき、観光振興に係る財源の負担について、旅行者に対し一定の負担を求めることは適当であるとの考え方から、旅行者を対象とした財源確保策を検討してはいかがかと考えております。

3 ページをお願いします。地方自治体の自主財源の比較検討です。

前回も比較いただいておりますが、改めて財源確保の手法を検討してまいりたいと考えております。議題 2 でご議論いただきましたが、本県の観光振興に必要な新たな財政需要として、約 36 億円を見込んでおります。これを、安定的かつ継続的に確保することが可能な財源確保の手法は何かという論点でまとめております。

まず、36 億という財政需要の規模を確保できる可能性のあるものは、地方税と寄附金が考えられます。分担金、負担金は、その事業により受益を受ける者を個別に特定する必要があり、その規模は限定的なものとなります。また、使用料と手数料は、当該サービスの利用者からの徴収となり、その規模はかなり限定的です。

安定性、継続性という観点からは、地方税、使用料、手数料、これは制度を導入すれば安定的・継続的に確保が可能と考えます。一方、分担金・負担金は、特定の事業に対して分担、負担いただくものであること、寄附金は、善意や協力に基づくものであることから、いずれも安定的・継続的な確保は難しいと考えます。

受益と負担の関係ですが、地方税は、受益者を広く設定し、負担を求めることが可能ですが、分担金・負担金は、受益者を特定し、その受益者ごとに利益の規模を確定し、その範囲内で負担を求める必要があります。使用料・手数料は、受益者を個別に設定し、受益の範囲内で負担を求める必要があります。寄附金については、受益者が必ずしも負担する必要はないという関係です。

観光振興により、地域の競争力を上げるためには、施策を継続的に実施する必要があること、また施策実施による受益者は広範囲にわたることが想定され、受益者を広く設定することが望ましいこと、こうした点を勘案し、財源確保の手法については「地方税」とし、地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る「法定外税」、さらには「観光振興」という特定の目的の実現のために課すということで「法定外目的税」が最も適しているのではないかと考えています。

また、確保した財源につきましては、県の他の施策に充てることがないように、先程委員からもご指摘がありましたが、財源の振り替えにならないように、用途を観光振興に限定するための管理・執行方法を検討する必要があるのではないかと考えています。

4 ページをお願いします。

旅行者を対象として課税する場合、課税対象となる観光行動として、宿泊のほか、入域、公共交通機関の利用などが想定されます。

旅行者が本県を訪れた際に行う宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、様々な観光行動のうち、いずれの行動を課税対象とするべきか、次の観点で比較検討を行っていただきたいと考えています。

① 課税対象となる旅行者を一定程度捕捉することが可能か。

② 課税に係る行政(徴税)コストを低く抑えることが可能か。

旅行者という課税対象の捕捉については、宿泊については一定可能ですが、入域については、陸続きで入域する旅行者もおりますので、検問がない中では、捕捉はほぼ不可能です。その他の行動については、一般住民と旅行者を区別することが極めて困難です。

徴税にかかるコストですが、宿泊であれば、宿泊施設は比較的事業所数が限られており、宿泊業者のご理解とご協力が得られれば、莫大なコストとまではならないのではないかと考えております。その他の観光行動につきましては、関連する事業所数が非常に多く、行政コストが大きくなるものと考えられます。

こうしたことから、新たな観光振興財源につきましては、宿泊行為に対して課税する「宿泊税」が最も適当であると考えられるのではないかとということで、資料を作成させていただきました。

2) 質疑

(勢一副委員長)

ありがとうございました。

事務局から、議題 2 で検討いただいた必要な施策を実施するための財源確保策として、宿泊税が適当ではないかという案が示されたところです。

冒頭の神野委員長のご挨拶にもありましたが、安定的、継続的な財源の確保という要請と、旅行者も公益サービスの受益者であるという観点を踏まえると、地方税である宿泊税が適当ではないかという神野委員長のお考えに沿うような案になっていると思います。

今の事務局説明も含め、ここまでの議論を踏まえた上で、本検討会議として、財源確保策の方針を固めて、この先の議論に進みたいと考えております。今の事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がありましたら、頂戴したいと思います。

(委員)

第 2 回の検討会議を受けて、福岡市の 9 月 14 日の議決前に、私どもの組合の理事会や全県の支部組合の理事会を開催しました。そして、9 月 13 日に、私どもの業界団体の意見を意見書としてとりまとめて、県庁に提出いたしました。意見書の大まかな内容を、この場でご紹介いたします。

宿泊税については、特に福岡市においては、市政だよりなどでも紹介されておりましたが、私たち業界団体としては、宿泊税導入には反対であるということで意見を出しております。

その理由としましては、この会議での委員の皆様のご意見にもありましたが、観光客誘致において、地域間競争が大変激しい中、福岡を選んで訪れていただいているお客様に対し、新たな税負担を求めたとしても、理解を得られないのではないのかということ、そして消費増税が予定される中、私ども事業者にとっても、重税感が否めないのではないかとということがございます。

また、福岡市や北九州市、久留米市などにはビジネスホテルも多くありますが、多

くの方がビジネスで福岡県に訪れております。そのビジネス目的の宿泊客に対し、仕事で来ただけなのに税金をいただいて、さらにその税金が観光目的に使われるということで、ご理解をいただけないのではないかとということ、特にビジネスホテルの皆様から、そうした懸念の声が出ております。

さらに、昨年のことですが、朝倉市は九州北部豪雨の被災地となりました。そして本年も西日本豪雨災害がありまして、県内でも被災した地域がございます。このことによって大変な風評被害、あるいは宿泊のキャンセルが発生いたしました。そうした県全体の旅館ホテルの実情を考慮いただき、ご配慮いただきたいという声も挙がっております。

そして、今年の6月から住宅宿泊事業法が施行されまして、年間180日の営業日数も定められましたが、まだまだ違法民泊、不法行為、脱法行為が特に福岡市を中心に、マンションの空き室などで行われています。こうした違法行為により、我々宿泊事業者は大きな不利益を被っておりますので、宿泊税の議論を進めるのであれば、まずはそうした違法民泊を徹底的に排除していただきたいと考えております。そうでなければ、宿泊事業者として、不平等・不公平感を払拭することができません。

最後に、観光に関わる事業者には、交通事業者や宿泊事業者、飲食事業者と様々ございますが、我々宿泊事業者に対しての宿泊税というのが完全にひとり歩きしているような印象を受けます。ただ、課税されるのが我々宿泊事業者だけでいいのかという声も組合員から出ています。宿泊業以外の例えば土産品販売など、他の観光客相手の事業からの財源確保についても、是非検討していただきたいと考えております。

これらが、我々宿泊業界からの意見ということでございます。

(勢一副委員長)

貴重なご意見、ありがとうございます。事務局から、今の段階で回答はございますか。

(事務局 高原)

委員ご指摘のとおり、県に対する意見書をいただいているところでございます。

県といたしましては、新たに講ずる必要がある観光振興施策について、しっかり皆様に説明し、ご理解を求め、併せて宿泊税導入についても、しっかり説明をしてまいりたいと考えているところです。

(勢一副委員長)

ありがとうございました。宿泊税という案で考えると、制度上、宿泊業界にかなりのご負担をかけてしまうことにどうしてもなってしまいます。

宿泊税導入の仕組みとしましては、県全体で観光振興を進めて、県全体としてよりよい環境を整えるということですから、当然その中には、宿泊者が心地よくホテルや旅館を使ってもらえるようにするための環境整備も含まれるべきですので、そうした説明をしっかりとやっていく必要があるかと思っております。

先程、使途について議論をしましたが、そういう意味では、税収からの果実をどういった形で、皆で分かちあうか、この点を、制度設計と併せて、しっかり議論する必要があります。

大変貴重なご意見をいただきましたので、この点を踏まえて、今後、県としても検討を進めていただきたいと思います。他にご意見はありますか。

(委員)

先程の委員と同様の意見になりますが、北九州地域の宿泊客は、ほとんどがビジネス客です。なおかつ、北九州市は観光振興も図りたいということで、産業観光を進めるために、企業にも相当程度、お金を負担させて、取組みを進めています。

こうした現状を勘案した上で、宿泊税導入について考えると、税の導入によって旅行者が増える、そして来た旅行者の満足度が向上する、それによってホテルなど宿泊事業者はむしろ受益者側に回るんだと、こうした将来像のようなものを説明できないと、宿泊業界の方々も、ずいぶん不安になると思います。

私は北九州観光コンベンション協会の理事長も務めていますが、MICEで訪れた人達にも観光もしてもらおうような取組みを進めています。それで、日帰りするような人にも宿泊してもらえるように取り組んでいます。こうした宿泊客にとって、マイナスにならないようなイメージというものが何かないといけない。

ご存知のように、ビジネスホテルの中には、宿泊客へのサービスを出来る限り削減して、最低限度の安全性・サービスを維持しつつ、宿泊料金を下げるというビジネスモデルをとっているところも多くあります。だから、例えばですが、宿泊税を払ったとしても、せめてペットボトルの水くらい提供するだとか、そうした差別化をしないといけないと思います。

ホテルに泊まった時に水が飲みたくなくて自動販売機を探すと、大体ホテルのロビーに自動販売機があるんだけど、ペットボトルが1本300円する。宿泊事業者はホテルの料金を下げる代わりに、こうしたところで利益を確保せざるを得ないということで、おそらく相当苦勞していると思います。

これに対して宿泊客も、水の値段が高いのであればどこか外から買ってくると。こうした状態の中、宿泊料金に上乗せで200円取られるというのは、何とも忍びないと思っています。

ビジネスホテルやビジネス客のこういった現状というものをよく考えていただいて、宿泊税の導入が、観光面ではプラスになるが、ビジネス面ではマイナスになるということにならないようによくご配慮いただくとともに、関係業界の方々にはしっかり説明していただきたいと思います。

(勢一副委員長)

ありがとうございます。他にご意見はございますか。

(委員)

資料2の4ページに円グラフがありますが、「大きな影響があるとは思わない」が52%、「競争力の低下が懸念される」が2%、「活用方法次第で、むしろ競争力の向上が期待できる」が33%あります。これは55件の旅行会社に対するアンケート調査の回答とありますが、これはいつ実施したのか、また、55件という数についても、どの程度、正確に判断する材料になるのか、考えを聞かせていただきたい。

これは極めて大事なところだと思っています。先程、委員から宿泊業界が困っていると話がありました。ここについては、制度設計で対応をしていかないといけない面があると思いますし、それをどのような形にするかということが大事なんだと思います。

我々も観光振興団体として、観光の取組みを進めていますが、やっぱりお金は必要。県に対してその財源をくれと言っても、今以上にくれるなんていうことはないわけですから、国土交通省の事業とタイアップして、国の補助金をもらいながら取組みを進めているわけです。

地方自治体にしても、観光による地域づくりを具体的に進めるにはDMOが必要ですが、地域でDMOを育てたいと思った時に、どうしたらいいんでしょうか。そういった、観光振興を図るために必要な取組みについては、資料3の表の中でも、例示として挙がっているという前提ですが、お金が必要な取組みがやっぱりいっぱいあるなと感じました。その財源をどう確保するかという議論で、それを県が真剣に検討した結果、資料として出てきていると思いますので、この円グラフについて説明していただければよろしいでしょうか。

(事務局 神代)

これは、9月に東京でツーリズムEXPOジャパンという旅行博がありますが、そこで商談会等がございます。その際に旅行会社の方々に対面で、こういった趣旨でアンケートをお願いしたいということで、説明して、回答をいただいております。また、旅行会社に対して、観光の素材を説明する機会をいただいておりますが、そういった際にも面談で、こういった趣旨でアンケートしたいということをご説明した上で、回答をいただいております。

(委員)

要するに、税はお客様からいただくのであって、ホテルが払うわけではないんですよ。そうであるのに、宿泊事業者が反対だと言っているのは、税を徴収するのが面倒で、嫌だから反対しているのか、あるいは他地域の競争という観点で、福岡県では税を200円取られてしまうから、大分県に泊まるという判断を宿泊客がするかもしれないと感じているから反対しているかのどちらかだと思います。

そうした中で「大きな影響がない」という旅行会社の意見が出ているということなんです。それが大手の旅行会社に聞いたとすれば、小さな零細の旅行会社の考えが入っていないじゃないかと思います。

大手旅行会社が商品化するのには1万円から上くらいの商品であって、そうしたところだけに聞いたのでは、ちょっと足りないのではないかと思います。複数の委員から懸念する声が出ているわけだから、県も、もっときちんとした現場の調査をしなければならぬということだと思います。

(委員)

例えば、宿泊税はいただきますが、代わりに250円分のペットボトルの水とお土産を差し上げますというホテルがあれば、そのホテルに客が殺到すると思います。どちらにせよ、200円の税を取られるわけだから。

そのようなサービスをホテルが行うことについては規制できないと思いますが、そのサービスによって客数が減らないということはあるかもしれない。ただ、それではホテルに犠牲を強いることになってしまいます。こうした言わば抜け穴のようなやり方はいくらでもあると思いますし、こうしたやり方を検討しないといけないう程、観光業や宿泊業はぎりぎりの商売をやっています。

巷には一泊5,000円台のホテルもありますし、もっと安いところでは、インバウンド向けということで、飲み屋のビルがホテルになっていて、一泊2,000円でやっているようなところもあります。そうしたホテルだと、サウナに行くより安いから、夜12時まで飲んだ後に、カラオケ屋に行って寝るか、2,000円でそうしたホテルに泊まって、翌日会社に行くという人がたくさんいて、それで町の賑わいが成り立っているような側面もあります。

今言った例というのは、明らかに観光ではないですが、税導入によって、こうした客が離れてしまうと町は困ってしまうし、朝まで飲んでもらわないと町は潤わない。観光を振興させるには財源がいるんだから、最後には税導入というのにも必要になるとは思いますが、こうした町の実情というところも理解した上で、先程委員の指摘にもあったデータも含めて丁寧に説明していかないと、なかなか全体として一枚岩になっていかないのではないかと思います。

(委員)

私も、地域の観光協会などにも関わらせてもらっていますが、観光振興財源の必要性、DMOの必要性など、色々な話が出てきます。一方で、宿泊業に関わる立場としては、先程意見にもありましたように、ビジネス客にどのように理解を求めていくかですとか、何かサービスを考えるとしても、どうやってサービスするお金を賄っていくかですとか、現時点でも身を削ってやっていることも多くありますので、悩んでいるところです。

地域の人口が減ってきて、若い人が出て行って…という中で、観光をどうやって磨いていこうかということを見ると、色々な課題があると思います。その中で、必要な財源を確保するために宿泊税を導入するということは、他の自治体でも導入しておりますので、全面的な否定はいたしません。宿泊客に理解をいただけるような使い方をしていただきたいということが一つございます。

また、特に困っているのが、県と福岡市が同時に宿泊税という話を出したので、福岡市の宿泊事業者の方々が、特に困惑をしています。県もこうした場で丁寧に議論を進めてもらってはいますが、二重という話も出てきていますので、県と市で丁寧に、きちんと調整をしていただきたいと思います。

お金が必要だということは理解しています。今、地域に人を雇うにしても、例えば地域おこし協力隊とかもあります。なかなか元気で若い人を雇用する資金が地域にはないという状況です。

(勢一副委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。

福岡県の観光振興の取組みにご配慮いただいた発言も委員からいただきまして、委員間で思いを共有できたと思います。

確かに制度をどうやって作っていくか、そしてその制度を運用して集めた財源をどのような形で、地域を豊かにするために使っていくかという点については、まだまだこれから課題もたくさんございます。課題解決のための知恵というものは、まさに現場にいる委員の皆様のところたくさんあると思いますので、引き続き、県にたくさん意見を出していただいて、その上で、皆で少しずつ進めていくという形が望ましいと思っております。

県につきましては、委員から指摘がありました、データの取り方などにも重々配慮していただいて、業界や県民に丁寧な説明をしていただきたいと思います。

他にご意見はありますか。

(委員)

安定的、継続的な財源として宿泊税を考えたいということで提案がありましたが、そうは言ってもやはり税金ですから、強制的に賦課徴収されるということもありますし、この場でも色々な意見が出ましたが、事業者の方から、まだ税収が伸びていないのかという意見や、あるいは他の財源の振り替えはできないんですかという意見をいただいております。ですので、今後具体化していく段階では、今紹介したようなご意見に加えて、納税者や関係事業者の理解を得られるように、本日の会議で財政状況の説明もありましたが、そうした財政事情や、他の財源確保策も踏まえて、十分な説明に努めていただいて、改めて必要性や事業の規模、一番大事な用途だと思いますが、集めたお金をしっかり効果的に使っていくということなど、納得のいく丁寧な説明をしてもらいたい、そのように要望したいと思います。

(勢一副委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。

非常に重要な指摘だったと思います。宿泊税として仮に制度を組む場合、税を負担するのは宿泊する人たちです。実は、これは必ずしも県民ではない人たちということです。ですので、そうした人たちの声を聴くというのは簡単ではありません。ですので、こ

うやあって、関係の業界の方々に来ていただいて、そうした点も踏まえた上で、意見を頂戴しているというところもございます。

今後の会議の進め方についても、引き続き、今ご指摘をいただいたような形で、丁寧な情報提供に努めてまいりたいと思います。

まだまだ皆様からご注文もたくさんあるかと思いますが、財源確保の方策につきまして、本検討会議の方針としまして、法定外目的税として、宿泊税の導入を進めるという形で、今後の議論を展開してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

(勢一副委員長)

ありがとうございます。では、今後、本検討会議では、「宿泊税を導入すべき」という方向で議論を進めていくという形にしたいと思います。では引き続き掘り下げた議論を是非皆様をお願いしたいと思います。事務局におきましては、この後必要な資料の準備をお願いいたします。

(事務局から、追加説明資料として「宿泊税の制度設計(例)」を配付)

(4) 追加説明1 宿泊税の制度設計(例)について

(勢一副委員長)

それでは、追加資料について、事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

今お手元に、追加資料として「宿泊税の制度設計(例)」を配付させていただきましたので、この資料に沿って説明してまいります。

2 ページ目は先行自治体における税率一覧でございます。これは参考ということで、随時ご確認いただければと思います。

3 ページをお願いします。宿泊税を課する主体についてです。

考え方として、まず、観光は一つの市町村にとどまらず、行政の区域を越えて県内を広く周遊するといった広域性がございます。

次に、市町村における観光振興の取組みを支援し、県内全体の観光を底上げするために、県として宿泊税を課し、これを新たな観光振興財源とした上で、県としての観光振興の取組みを実施するとともに、市町村の取組みへの財政的支援を行う、これが広域自治体としての県の役割だと考えております。

こうした考えのもと、県税として賦課徴収した上で、その一部を、一定の基準に基づいて、地域の実情に応じた創意工夫を活かせる市町村交付金として配布することが適当ではないかと考えております。

4 ページをお願いします。納税義務者の検討でございます。

どのような形態の宿泊施設への宿泊者に対し課税すべきか、また、課税免除とする対象を設定すべきか否か、先行して宿泊税を導入している自治体の事例を表にまとめました。

東京都は旅館業法に規定するホテル、旅館のみですが、その他3つの自治体は、旅館業法に規定するホテル、旅館、これに加えて、簡易宿泊所、そして住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法に規定する民泊、大阪府はこれに加えて、国家戦略特区特別区域法に規定する認定事業に係る施設、いわゆる特区民泊、こちらが府内にあることから、特区民泊も対象としております。

納税義務者の考え方ですが、考え方として、①から③をお示ししております。

一点目ですが、宿泊者は宿泊施設の形態に関わらず、行政サービスを一定程度享受しており、簡易宿所、民泊及び特区民泊への宿泊者を納税義務者としなないことは、旅館・ホテルへの宿泊者との公平性の観点から、適切ではないのではないかと考えます。

二点目は、本検討会議の中で、委員から、宿泊税を導入する場合、民泊も含め、不公平感がない形が必要ではないかという意見が出されているというものです。

以上のことから、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者を対象とすべきと考えております。

なお、課税免除の対象につきましては、考え方の三点目に記載しておりますが、先行自治体において対応が異なっており、宿泊事業者等にとって、事務負担等の考慮を入れる必要がございますので、本検討会議でもご意見をいただいた上で、慎重に検討すべきではないかと考えております。

5 ページをお願いします。免税点の検討です。

免税点とは、一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額のことを言います。この免税点の設定について、先行自治体では、東京都と大阪府は免税点を1万円と設定していますが、直近で条例を制定している京都市、金沢市はいずれも免税点を設定しておりません。先程の説明と繰り返になりますが、宿泊された方が受ける行政サービス、その程度は宿泊料金にかかわらず同等ですので、広く課税し、公平性を確保することが適当ではないかと考えております。

また、宿泊された方は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入など、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有するのではないかと考えております。

以上のことから、免税点を設けないことが適当ではないかと考えております。

6 ページをお願いします。税率でございます。

まず、宿泊料金に応じた税率区分の設定ですが、先行自治体におきましては、東京都と

金沢市は2段階、大阪府と京都市は、3段階の税率区分を設定しています。

受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等ですので、一律の税率で課税し公平性を確保することが適当ではないかと考えております。

また、この後お示しますが、特別徴収義務者となることが想定されます宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいということも考えております。

以上のことから、税率区分を設けず、一律の税率とすることが適当であると考えております。

次に、同じく税率で、いくらにするかということですが、先行自治体の税率は表のとおりです。最低税率は、東京都と大阪府では1万円以上1万5千円未満の100円、京都市と金沢市では、2万円未満の200円の税率です。最高税率は、京都市の5万円以上1,000円となっています。

議題2でご議論いただきましたが、観光振興に必要となる施策の規模としまして、県主体事業分として18億、市町村に対する交付金事業が18億、合わせて年間約36億円と見込んでおりますので、税につきましても36億円程度確保できる制度設計とすることが望ましく、このことから、免税点無しで一律課税の場合200円という税率ではいかがかと考えております。

新たな観光振興施策に要する事業の規模を、税率200円であれば確保が可能であること、東京都及び大阪府の最低税率や、京都市及び金沢市の最低税率と比較し、納税者にとって過重な負担ではないと考えられることから、適当ではないかと考えております。

8ページをお願いいたします。徴収方法等についてです。

徴収方法や特別徴収義務者をどのようにするべきか、先行自治体においては、いずれも特別徴収とし、宿泊事業者を特別徴収義務者としております。先行自治体の状況、そして、個々の宿泊者から徴収することは極めて困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的な案ではないと考えております。

以上のことから、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者、これは宿泊事業者にお願いすることが適当であろうと考えております。

次に課税を行う期間でございます。

法定外目的税とした場合、その目的に応じた課税が必要であるか否か、その税制度のあり方について、一定の期限を区切って課税すべきではないかとの意見を第2回検討会議でいただいております。先行自治体におきましては、5年ごとに税制度のあり方を検討するとしております。先行自治体の状況、それから本検討会議におきましても、先程ご紹介したような意見が出されていること、それから京都市では、条例施行後の状況を早急に把握し、適切に対応するため、早期に検証することとされていること、以上のことから、税制度のあり方については5年ごとに慎重に検討することとし、ただし制度開始当初は、3年程度で検証し、あり方について検討することが適当であると考えております。

9 ページをお願いします。法定外目的税の新設等の手続きについてご説明いたします。

地方公共団体は、地方税法に定める税目以外に、条例により税を新設することができます。この場合、「2 新設等の手続」に記載のとおり、地方公共団体は、議会において、税条例可決後、総務大臣に協議し、その同意を得ること、これが要件となっております。

総務大臣の同意の要件ですが、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないとなっております。次の場合と申しますのが、

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

また、同意に係る処理条件、処理基準及び留意事項は資料 10 ページに総務省局長通知を参考に掲載しております。

総務省通知の同意に係る留意事項につきまして、資料 11 ページのとおり、いずれもこれからご議論いただきます宿泊税の制度設計、それからこれまでにご議論いただいた中で整理していけるものと考えております。

12 ページをお願いいたします。

これまでの説明では、課税主体は福岡県であることを前提として、原則として税の制度案を説明してまいりました。しかし、市町村における課税自主権を尊重することも同時に求められますので、「課税自主権に基づき市町村が宿泊税を導入する場合について」を参考事例としてですが、考え方をまとめております。

宿泊税につきましては、県税として賦課・徴収した上で、税収の半分を県主体事業分に充当し、市町村交付金については、税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討することが必要ではないかと考えております。

今後、課税自主権に基づき市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担が生じないよう、例えばですが、12 ページの図に示すように、当該市町村内では県主体事業分の金額のみ徴収することとした上で、当該市町村には交付金を配分しないなどといった特例措置の設定など、慎重に検討することが必要ではないかと考えております。

以下、参考資料として、全国知事会の研究会の報告書でありますとか、県内の人気観光地ランキングなど、掲載しております。説明は以上です。

2) 質疑

(勢一副委員長)

ありがとうございました。この制度設計案について、神野委員長のコメントを事務局が預かっているということですので、まず、ここで紹介したいと思います。事務局からお願いします。

(事務局 岩永)

それでは、神野委員長からの意見を読ませていただきます。

[神野委員長 コメント]

諸外国の例をみても、地域産業の振興施策は、広域自治体(日本でいえば、道府県)が担い、教育や福祉などという生活にかかわる政策は、基礎自治体(日本でいえば、市町村)が担うという事務配分が、事務配分の基本原則である。観光業についても、その振興政策や観光業のための基盤づくりは、広域自治体たる道府県の責務である。基礎自治体たる市町村が観光施策を担うとしても、道府県の施策を前提にしつつ、市町村ごとの創意工夫にもとづいて、道府県の施策を補完し、補強する政策として展開されるべきである。

こうした施策の財源としては、宿泊という行為に課税する消費行為税を創設することが正当化される。というのも、住民や企業などの負担によって地方自治体が提供する公共サービスの利益を享受して、観光客は安全に安心して、観光を楽しむことができるからである。それは交通網や、上下水道・ごみ処理などのインフラストラクチャだけではなく、警察や消防・救急などの様々な公共サービスによって、維持されている治安の良さも加わる。もちろん、観光客のための環境整備などの公共サービスも、観光客は当然に享受する。

こうした公共サービスの負担は、地域住民だけではなく、地域社会を訪れる観光客にも、その一部の負担を租税によって求めることは正当化されると考える。そうした負担の求め方としては、宿泊行為に課税する消費行為税が望ましいことはいうまでもない。

宿泊行為に課税する消費行為税は、歴史的にみても、道府県税に相応しいとされてきた。したがって、観光施策の財源として宿泊行為に課税する租税を創設するのであれば、道府県税として設定すべきである。その上で、道府県の責務において、観光政策を市町村にも固有の事情に応じた施策を展開していくことを求めるのであれば、その一部を交付金として、市町村に配分することが合理的だと考える。

こう考えてくれば、事務局が今回まとめた宿泊税の制度設計案は、目配りが行き届いた極めて合理的な制度設計案として高く評価できる。免税点を設定せず一律200円の税率を設けた上で、市町村にも独自の観光政策を実施できるように、市町村交付金を導入している。しかも、市町村との租税調整が配慮されている。つまり、市町村が宿泊税を独自に創設した場合には、市町村の課税自主権を尊重し、市町村交付金の税源となる額を控除するという租税調整が図られている。

したがって、事務局案は様々な課題を考慮した極めて適切な制度設計だと認められ、心からの支持を表明したい。

以上でございます。

(勢一副委員長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

(委員)

一般的には、委員長意見のとおりだと思いますが、そうした一般論だけでは手ぬるいから、現在、観光分野に限ったことではないですが、国の指定で、色々な特区というものができてきていて、規制緩和などが進んでいるわけです。そうした点を踏まえると、制度の例外をどこかでは認めていかないと、例外なしの一律の制度ということでは、市町村との調整がまとまらないと思います。

福岡市などは、すごい努力をして、そうした特区などの取組みも進めています。確かに県全体の努力という部分もあると思いますが、福岡市内で商売している方、例えばJRや、他にも様々な企業の方々が福岡市内ですごく努力をしているので、あれだけ一気に人口も増える、観光客も増えるということになっているんだと思います。事務局の案は、原則論としてはいいと思いますが、そうした特区の指定地にあるような方々が独自の取組みを始める場合には、原則論だけでは収まりがつかないような気がします。

具体的には、福岡市も宿泊税をやろうとしていますし、他地域で、金沢市についても、おそらく石川県全体ではどうしようもならないので金沢市で導入するという事になったのではないかと考えております。ですので、そうした地域の事例も調べていただきたいと思っています。

また、北九州市も福岡市に倣うという話も出る可能性はあります。ただし、現在は福岡市と北九州市では状況が違いますので、とりあえずは、北九州市は県と同調すると思いますが。その辺りの研究も必要ではないかと思っています。先程も言いましたが、地方においても特区制度を活用して、多額の観光関連の財源を国から獲得している地域があります。そうした財源で潤っている地域もたくさんありますので、そうした地域の研究もしておかないといけないのではないかと思っています。

(事務局 神代)

ありがとうございます。委員が仰いましたように、国のお金というものもかなり出ております。それについても、この財源とは別に、当然しっかり県として確保していく努力は必要だと思っておりますので、その努力は今後も継続してまいりたいと思います。

また、県が課税する課税自主権も当然でございますが、委員ご指摘のとおり、具体的には福岡市という名前が出ましたが、その役割にも十分配慮した上で、課税自主権に基づき、市町村が宿泊税を導入する場合の対応につきましても、今回示した案はあくまで参考案ということですが、調整の例として、お示しているところでございます。

(委員)

制度を導入する場合は、関係事業者や市町村が納得いく制度とすべきだろうと思います。そういう観点で、12 ページの、市町村が課税自主権に基づき導入する場合についてですが、2 点ございます。

一点目は、先程、県全体での観光振興施策の事業規模が約 36 億円とありました。これに基づいて税率を導いていくという組立は理解しますが、その 36 億円の中で、県主体事業分と市町村主体事業分の配分というのが出てきます。これは、先ほどの事業の役割分担な

どに基づいて、この配分が出てきているんだろうと思いますが、この配分割合の妥当性について、判断する材料がないということです。先程委員の意見にもありましたが、この配分をどのように設定するかについて、市町村との間で、丁寧な説明や現実的な調整・協議を図っていくべきではないかと思っております。そうしたプロセスを経ることが、原則として 100 円と 100 円に配分するという案を決めるために必要ではないかと思えます。

二点目は、例外と言いますか、市町村が課税する場合の参考案ですが、これについては、今後、県が広く調整を図る際の調整案の例示という位置付けで受け止めたいと思っております。ぜひ事業者や市町村など関係者が納得できる制度となるように、県は対応していただきたいと思えますし、その関係者からの意見聴取や調整に努めていただきたい。その結果、事業者や市町村などの関係者と合意の上、皆が納得のいく制度となるように、努めていただきたいというのが意見です。

(勢一副委員長)

事務局から、何かお答えできることはありますか。

(事務局 神代)

実際に、本検討会議での方針がまとまった後、本県が制度設計を本格検討する段階になった際には当然、税を納める方や税を徴収される方、そして事業を実際に行う市町村、民間の方々、そうした関係者の方々としっかり話をしながら進めていく必要があると考えております。いただきました意見についてはしっかりと受け止め、今後、そうした対応に努めてまいりたいと考えております。

(勢一副委員長)

事務局案は、「現時点の案」ということでお示しいただいております。

具体的な制度を検討する際に、何か最初のとっかかりがないと議論ができませんから、それで、事務局案のこの部分がおかしいだとか、これを変えるべきだという議論を、今後やっていくというのが具体的な作業になるのだろうと思えます。

その際にはもちろん、市町村の意見ですとか、住民の意見、業界の意見というのをきちんと入れなければいけないというのは、委員の皆様のご指摘のとおり、もっともなご意見でございます。その部分は、県が当然やっていただけるだろうと固く信じておりますので、事務局はくれぐれもよろしく願いいたします。

他に意見がありましたら、お願いします。

(委員)

税額が一律 200 円、免税点を設けないという制度案を示していただきました。

この案だと、ゲストハウスのように、2,000 円で泊まる人も 200 円払うとか、5 万円で泊まる人も 200 円払うということで、宿泊客にとって負担感にかなり差が出るような気がします。

免税点を設けないという点では、例えば大阪府の例では、免税点を 1 万円としたことによって、1 万円以下のビジネスホテルなんかは、全て課税対象から逃れていました。

しかしながら、大阪の宿泊業界の方とも話しましたが、今度は大阪では免税点を 1 万円から下げようという動きが出てきているようです。

次に、民泊やゲストハウスについてですが、今、旅館・ホテル以外の簡易宿所、これが今ものすごい勢いで登録が伸びています。違法民泊の規制が進んできまして、Airbnbが違法民泊の登録を排除していますので、簡易宿所への宿泊に流れていっているという状況がございませぬ。その簡易宿所では、ヨーロッパなどでもそうですが、一人一泊いくらではなく、ワンルームいくらで宿泊料金が設定されています。この場合、一人一泊につき 200 円という制度では、事業者がどういふ申告をするのかという問題が出てくるかと思っております。例えば 5 人で泊まっても 2 人分しか申告しないとということですが、ルームチャージという考え方で料金設定している事業者にとっては、適当な申告ができるということになるのではないかと懸念しております。

次に、ホテル・旅館のフロントの対応というのも課題になってくると思っております。来年には消費税が増税となります。それに伴って、事業者にはキャッシャーの入替の手間などが発生してきますが、そこにさらに宿泊税の導入が入ってくると、さらに色々な手間がかかってくると思っております。

例えば東京では、「宿泊税を 300 円ください」と直接徴収する事業者もいます。それを、わざわざ紙で 300 円とか書いて発行しているようなんですが、事業者の事務手続きやかかる経費、手間・時間を考えると、それが何百部屋もあるホテル・旅館さんとなると、かなりの負担になると思っております。そうした観点で、税率を一律にしたということもあると思っておりますが、実際に制度を導入する際には、事業者から、細かい色々な要求が出てくるかと思っております。

(勢一副委員長)

具体的に制度を詰めていく段階で、今のようなご意見は大変参考になると思っております。他の委員の方で何かございませぬか。

(委員)

4 ページ目の課税免除の対象について、慎重に検討を行うということですが、我々観光振興団体の立場から言うと、各地域の修学旅行をどうやって福岡県に呼び込もうかと悩んで、色々なプロモーションをやっておりますので、修学旅行に対する免除を考えていただければありがたいという思いはございませぬ。

一方で、課税免除を導入すると、宿泊事業者の手続きが増えるというデメリットもございませぬので、そのあたりはよくご検討いただいて、制度設計をお願いしたいと思っております。

(委員)

課税免除の話については、スポーツ団体やクラブチーム、教育委員会なども色々絡んくるかと思っております。修学旅行生を非課税にすると、例えば福岡県固有の事情で言うと、金鷲旗や玉竜旗で本県に宿泊する学生には何故宿泊税がかかるんだとか、そういう話が出てくるようなことになってこようかと思っておりますので、課税免除の設定は慎重に行う必要があると思っております。

(勢一副委員長)

制度設計については、まだまだ宿題もたくさんあって、これから、リクエストしていかなければならないこともあると思います。

この議題に関して、欠席委員の意見書が提出されていると伺っておりますので、事務局からご紹介いただきたいと思います。

(事務局 神代)

まず、一人目の委員の意見を紹介します。

「観光客が納税者となる宿泊税は、観光客が受益者であるため、使途と負担者が明瞭である。

一方で宿泊地と観光地が異なる場合、観光地がコスト負担をすることになり、宿泊地と観光地間で不公平感が生じる。一つの解決の方法として、上位団体が賦課・徴収し、市町村に一定の基準で按分する場合、すべての自治体が納得するような基準が設けられるかが課題となる。

観光客の増加は、経済効果をもたらす反面、住民の生活に渋滞、騒音、地代上昇など何らかの影響を与えている。観光振興のみならず、地域住民の暮らしを守るための施策を講じるためにも、財源を確保する必要がある。その意味において、自治体が課税自主権を行使することはごく自然な流れと言える。

上位団体と自治体それぞれが税の負担を求めると、宿泊客は二重課税による税負担を感じやすくなるので、県と市は二重課税にならないように調整をしてほしい。」

次に、二人目の意見を紹介します。

「観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係について、新しい地方税源と地方税制を考える研究会、いわゆる全国知事会の報告書でございますが、この報告書で指摘されているが、この点は福岡県においても妥当すると考える。さらに滞在日数の長い旅行客の増加といった目標に向けた取り組みを考えた場合、県として課税し、福岡県全体の観光資源の維持、向上に支出することには十分な合理性があると考え。」

以上でございます。

(勢一副委員長)

ありがとうございます。今、欠席の委員のコメントもいただきましたけれども、この制度設計の原案はいかがでしょうか。

(委員)

議論を聞いている限り、これから検討していかなければならないことがたくさんありますね。例えば、連泊した場合、これはどうするかという点もあろうかと思いますが。

(委員)

宿泊税の日数は一泊につきということなんですか？

(事務局 神代)

はい。泊数です。

(委員)

そうすると、一週間ぐらい泊まってもらったらそれなりの金額になると。

(委員)

長期滞在を推進しようという考えからすると、逆行のような気も。

(委員)

そこは制度がややこしくなるんだろうけど、検討のポイントのような気がしますね。

また、修学旅行の取り扱いもそうでしょうし、スポーツ団体、言い出すときりがなくなってくる。

(委員)

修学旅行なんかは、課税免除でもいいような気がします。勉強に来てるんだから。

(勢一副委員長)

おそらく細かい部分の制度設計については、相当まだまだ知恵を絞ってやっていかなければならないと思います。ただその関係の皆様から知恵をいただくには、骨格をお示して、それでまたさらに議論を進めていくということが必要になるかと思います。

(委員)

そうですね。あんまり細かい話はしないで置いてね。

(委員)

話に出ませんでしたでしたが、施行の目標はいつでしょうか。そこは全然、明確になっていないのですが。検討の深さが、それによって変わってくると思います。

(事務局 神代)

それはこの会議で案をまとめていかないといけないと思っておりますので、先のことについてはまだわかりませんが、あくまでも有識者会議の中では、先程副委員長が仰いましたように、大枠を案として固めていただいて、その後の細かな制度設計については、今度は県として、しっかり詰めていく必要があるのではないかと考えております。

(委員)

それを考えた時に、福岡市はどう考えているかということになるんですが、県の原則が200円、それが、福岡市が独自に導入すると100円になるわけですね。そこに福岡市が200円上乗せすると、市内の合計が300円になる。300円という金額の負担感というものがいか

がなものかというのは、また議論になるでしょうが、かなり基本的な部分だという気がします。

(委員)

やっぱり福岡に来てもらわないといけませんから。もちろん県全体にということですが、まず旅行者が入ってくるのは福岡市ですからね。

(委員)

それもそうですよ。ただ、福岡市を課税対象から外してしまったら、税を導入しても仕方がないですから。

(委員)

市では2万円以上だと500円という案が出ていますね。そうなったら600円になりますよね。

(委員)

まあ一泊2万円の料金設定のところについては、余裕がある人が宿泊するんでしょうから大きな問題にならないだろうと思いますが、問題は零細の宿泊事業者だと思います。福岡市にも安価な旅館、宿泊施設はたくさんありますので。

(委員)

宿泊施設の中には、今日の料金が一泊5,300円で、違う日には一泊3万円になるような施設もあります。そうしたやり方でちゃんと稼働率を上げるような、そういう知恵が本当はもっと出てきてもいい。

(勢一副委員長)

貴重なご意見、まだまだおそらくたくさん頂戴できるかと思いますが、一応、方針としましては、ここが制度を全て決める場ではありませんので、この場で皆さんに幹となる部分を考えていただいて、それから県として、あるべき制度はどうだということをさらに検討を深めていただいて、その制度をもって、おそらく市町村と意見交換をしていく、制度を詰めるという作業をやらざるを得ないと思います。

そうした前提のもと、基本的な考え方についてはいかがでしょうか。

(委員)

考え方の基本は事務局案のとおりでいいと思います。
よく考えられていると思います。

(勢一副委員長)

でしたら、こちらの事務局の原案を検討会の方針として進めていくという形でご了承いただいてよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

(勢一副委員長)

ありがとうございます。では、残り時間が限られてまいりましたが、まとめの議論に入ってまいりたいと思います。事務局は次の資料を準備していただきますようお願いします。

(事務局から、追加説明資料として「福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)」を配付)

(5) 追加説明2 福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)について

(勢一副委員長)

それでは、本検討会議のまとめの議論に入っていきたいと思います。まとめの議論を進めるにあたりまして、事務局の方でこれまでの議論を文書としてとりまとめた形で案を作成してもらいました。

事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

この会議では、最終的には「報告書」という形で、検討結果のとりまとめをしていただきたいと思います。この報告書(案)は、前回まで議論が行われた内容を基に、事務局案として作成いたしました。そのため、記載は13ページまでとしており、14ページ以降は空欄にしております。本日の検討会議でご議論いただいた内容、財源確保策として宿泊税を導入すること、そして制度設計の大枠の部分ですが、その内容を反映させて、空欄の部分に書き込みをしてまいりたいと思っております。

報告書(案)の構成ですが、目次にあります、1から7の章立てとしております。また、本文中の参照としているデータ等は参考の資料集としております。

報告書(案)の6章は、章の名称を「観光振興に係る新たな税の制度設計」としてありますが、本日、宿泊税を前提にご議論いただきましたので、この名称については「宿泊税の制度設計」に改めさせていただきたいと思っております。

1ページ以降の本文については、これまでの会議で使用した資料、ご議論いただいた内容、意見などを盛り込んで作成しております。

1章「はじめに」ですが、本検討会議の設置に際して、小川知事が検討をご依頼した背景、会議の検討テーマ、これまでの議論の経過などについて記載しております。

2章「福岡県観光の現状と課題」ですが、第1回及び第2回の検討会議で共通認識

を持っていただいた福岡県の現状と課題について、データを含めて整理しております。

3章「福岡県の観光振興に必要となる施策」ですが、これは、第2回でもご議論いただいた項目ですが、本日ご議論いただいた内容を、資料として反映させていただいております。

4章「福岡県の財政状況」ですが、委員意見にもありましたが、新たな財源を確保する前に、現在の予算や事業内容を徹底して見直す必要がございます。この章では、その見直しの状況について、簡単ではございますが、記載しております。

5章「新たな財源確保のあり方」ですが、福岡県が観光振興に取り組む必要性、それから本日ご議論いただきました財源確保策を検討する必要性。また、前回もお示ししました他の自治体における財源確保の事例、負担を求める対象の検討などについて記載しております。

なお、(6)課税対象とする観光行動の検討につきましては、本日ご議論いただきました。その結果として、宿泊行為に対して課税する法定外目的税として、宿泊税の導入が適当であるという方針を本日お示しいただきましたので、その内容を13ページの最後に書く必要があると考えております。説明は以上です。

2) 質疑

(勢一副委員長)

ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、本日の議論を含め、これまでの検討会での議論の整理をしたという形になっております。本日いただいたご意見や新しく議論した宿泊税の制度設計につきましては、本日の会議終了後、この報告書(案)に書き加えていく形になるということでございます。

この報告書(案)の内容につきまして、修正や記載の追加等、ご意見がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。概ねこれまでに頂戴したご意見は入っているかと思いますが、今後、修正や追記が必要な点が出てきましたら、事務局にお伝えいただいて、修正作業を進めてまいりたいと思います。

では、今後ご意見を頂戴した場合は、報告書(案)に採用していくという条件付きですが、とりあえず、本日お示しいただいた報告書(案)をベースに、今後の作業を進めていくということよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

(勢一副委員長)

ありがとうございます。

では、事務局におきましては、本日の会議での意見や、今後、さらに個別の意見が委員から出た場合は、そちらもしっかり踏まえていただいた上で、引き続き、報告書の完成に向けた作業を進めていただければと思います。

報告書(案)につきましては、適切な修正・追記等を行った上で、次回の会議で改めて、案を提出させていただくこととしたいと思います。

(6) その他

(勢一副委員長)

それでは、本日予定していた議案はすべて終了しました。
事務局から、何か報告等はございますか。

(事務局 高原)

勢一副委員長、それから委員の皆様、本日は大変貴重なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日お示しさせていただきました報告書(案)ですが、本日の議論を踏まえまして、これから改筆させていただきますが、その改筆した報告書(案)につきまして、委員長、副委員長と協議の上、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(勢一副委員長)

ありがとうございました。他に、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

最後によろしいでしょうか。

今までの第1回、第2回、そして本日の検討会議におきまして、色々と勉強させていただきました。会議に参加させていただいて、やはりこれからまだ検討を深めるべき部分や方向性が固まっていない部分、あるいは、もっと丁寧な説明をするべき部分があると感じました。

おそらく、そうした検討課題もこれから方針が固まっていくと思いますし、福岡県と福岡市の調整も早急に進んでいくかと思いますが、いずれにせよ、今の方向性でいけば、宿泊税導入ということになってこようかと思っています。

その際、今後は、支出のあり方、用途というものが重要になってくるのではないかと思います。また、総論賛成、各論反対というような検討課題が丁々発止に出てくるだろうと思います。

叱られることを覚悟でお話いたしますが、ビジネスマンも含めて色々な旅行者の方

が福岡、あるいは、九州にお越しになります。福岡県って、どこに行けばいいのという話をいつも聞きます。県内各地で色々な努力が行われていて、一人でも多くの旅行者を誘致する、来てもらうための取組みが進んでいることも事実だと思いますが、結局は、福岡県の尖ったもの、日本中、あるいはアジアでここにしかない、ここだけは見てほしいという施設が本当にあるのかどうかということだと思います。

民間企業の努力で、例えば北九州のTOTOには、観光客が非常にたくさん訪れているという話も聞きます。そうした個別の取組みというものもありますが、福岡県全体を、歴史という観点で見た場合に、大宰府政庁、この辺りの整備をぜひやっていただきたいと思っています。大宰府政庁の整備が進むことによって、おそらく北部九州全体、南は兵糧の基地であった熊本県の鞠智城ですとか、あるいは、直方、糟屋評（こおり）など、私もすべてを勉強したわけではないですが、歴史を繋ぐ観光ルートとして広く網羅できるのではなかろうかと考えております。あるいは、大野城の城跡は類まれなる史跡だと言う学者もいらっしゃいます。

現在、大宰府の観光資源としては、太宰府天満宮だけに集中していますが、千年以上前ですが、大宰府政庁があった土地を基点として、何か面白い取組みができないかと常日頃から考えております。

また、福岡市には、鴻臚館という立派な史跡があります。また、福岡城や博多部といった歴史的価値を有する観光資源もございます。北九州地域にも、同様の観光資源がございます。歴史という観点で、これらの観光資源を盛り上げる取組みが発足できないのかと考えております。

他県の例では、沖縄県那覇市にある首里城が復元されました。また、熊本市の熊本城の本丸御殿も、ほぼ史実に基づいて復元されています。これらはものすごい人気を博しておりますので、福岡県においても、尖った観光資源、これこそが、というものが今後生まれてくると嬉しく思います。

（勢一副委員長）

貴重なご意見、ありがとうございました。

県としても取り組むべきことがさらに増えたと思いますが、ぜひ、幅広くご検討をお願いしたいと思います。

各委員におかれましては、次回の会議までにいただいたご意見についての内容確認等の連絡を、事務局からさせていただくことがあるかと思っております。その際は、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、事務局にお返しいたします。

（事務局 岩永）

本日は、大変貴重な意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

私どももこれから、宿泊税の導入に向けて、負担者の負担を上回る受益をいかにわかりやすく皆さんに説明していくか、これが非常に重要だと認識しております。今後ともぜひご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは、これで今回終了といたしますので、本当に今日はありがとうございました。